

起創展街

キリウテンガイ
中野で未来が動きだす

News Release

中野区

2016年5月17日

記者会見資料

- 棟方志功サミット in 青森への参加について
- 東中野小学校跡地の公園整備と一部売却について
- 災害時等における相互支援活動に関する協定の締結について

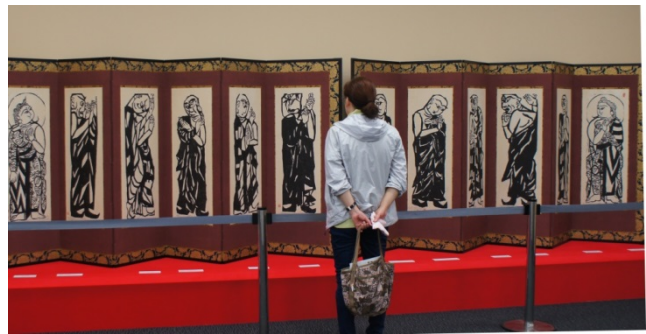
中野区社会福祉協議会、東松島市社会福祉協議会

棟方志功サミット in 青森への参加について

棟方志功ゆかりの地の自治体の首長が一堂に会し、棟方志功の作品などの文化芸術資源を活用した観光振興や、参加自治体相互の文化芸術から経済までの幅広い交流について、協議、情報交換を行うことを目的に「棟方志功サミット in 青森」が青森市で開催されます。

中野区と青森市は、平成24年に開催された「東北復興大祭典 なかの」を契機に相互の連携・交流を始め、平成26年に両自治体の持続的な交流連携を推進するために、「交流連携協定」を締結しました。昨年は「東北復興大祭典 なかの」の開催時期にあわせて、青森市、棟方志功記念館などの協力を得て、中野区において、「特別展 棟方志功なかの」を開催しました。

今回は、棟方志功にちなんだ文化芸術をテーマにしたサミットということであり、青森市との相互交流を深めるとともに、参加する他自治体との幅広い交流連携の契機とすることを目的に参加します。



1 開催概要

- | | | |
|----------|--|------------------|
| (1) 名称 | 棟方志功サミット in 青森 | 昨年の「特別展 棟方志功なかの」 |
| (2) 開催期間 | 平成28年5月28日（土）～29日（日） | |
| (3) 会場 | 青森県立美術館シアター | |
| (4) 主催 | 青森市・青森市教育委員会 | |
| (5) 参加者 | 棟方志功ゆかりの自治体(青森市/中野区/倉敷市/南砺市/杉並区)の首長及び関係者 | |

2 サミットの概要（予定）

(1) 1日目 5月28日（土）

棟方志功ゆかりの自治体の首長及び関係者が集い、市内にある県立美術館、棟方志功記念館などを視察した後、文化芸術から経済まで幅広い交流についての情報交換を行います。

(2) 2日目 5月29日（日）

青森県立美術館シアターにおいて講演会とパネルディスカッションが開催され、一般にも公開されます。大原美術館理事長の大原謙一郎氏の基調講演の後、参加5市区の首長によるパネルディスカッションを行い、各自治体における文化芸術資源のまちづくりへの活用事例などを紹介します。

問合わせ先

経営室副参事（経営担当） 朝井 電話 03-3228-8810

東中野小学校跡地の公園整備と一部売却について

現在区は、東中野小学校跡地及び教職員寮跡地に東中野区民活動センターの整備を進めているところですが、今後残りの部分について、公園の整備と一部売却を行います。

売却にあたって、良質な住宅を整備するとともに、付帯工事として公園施設を整備することを条件とし、企画提案公募型事業者選定方式（プロポーザル方式）により事業者を選定します。

5月末日より、事業者の募集を開始いたします。

1 東中野小学校跡地活用の概要

(1) 所在地 中野区東中野五丁目27番（住居表示）

(2) 用途

①区民活動センター	1,300.48 m ²
②公園	1,682.75 m ²
③住宅等	4,010.04 m ²

（今後、確定する道路用地としてセットバックする面積を含む）

現用地（①～③）の合計 6,993.27 m²

（裏面の図を参照のこと）

2 東中野区民活動センターの整備

建物概要 面積（延床面積）1,058 m²、地上2階建

整備予定 平成29年1月 着工、平成30年6月 使用開始

3 用地売却にあたり付す主な条件

- (1) 売却用地は、良質なファミリー向け住宅の供給を目的に活用すること
- (2) 売却用地及び隣接する区活用用地に残存する教職員寮跡施設の解体工事を行うこと
- (3) 売却用地に残存する擁壁のうち、区が指定する箇所について更新すること
- (4) 隣接する区活用用地に、付帯工事として公園施設（広場・園路・階段・擁壁・屋外エレベーター）を整備すること ※
- (5) 整備する公園施設は、平成30年9月末までに供用開始できるものとし、住宅の建築は、平成33年3月までに完了すること

※（仮称）東中野五丁目公園の整備用地（区活用用地）

地積 1,682.75 m²

整備する公園施設

- 広場部分 約1,200 m²

- 園路・階段 約 480 m²
- 擁壁
- 屋外エレベーター

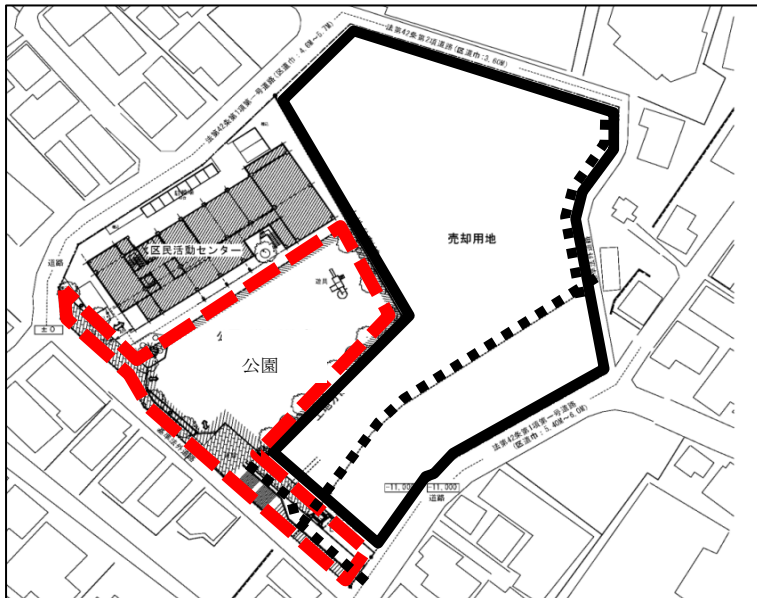
4 公募にあたり求める主な提案項目

- (1) ファミリー向け住宅の建築計画
- (2) 公園施設（広場・園路・階段・屋外エレベーター）の整備内容
- (3) 土地価格及び公園施設等の整備費
- (4) 子育て支援施設の確保案（任意）

5 スケジュール（予定）

平成 28 年 5 月 31 日（火）	募集要領の公表
8 月 31 日（水）	企画提案書の提出締切り
9 月下旬	事業者決定
12 月	土地売買契約締結
平成 30 年 6 月	東中野区民活動センター 開設
10 月	（仮称）東中野五丁目公園 開園
平成 33 年 3 月	民間住宅 竣工（工期は提案による）

【売却範囲及び事業者が行う工事範囲】



問い合わせ先

地域支えあい推進室副参事（地域活動推進担当）高橋

電話 03-3228-8881

災害時等における相互支援活動に関する協定の締結について 中野区社会福祉協議会、東松島市社会福祉協議会

社会福祉法人中野区社会福祉協議会は、平成28年5月12日、社会福祉法人東松島市社会福祉協議会との間に、災害時等における相互支援活動に関する協定を締結いたしました。東日本大震災を契機として始まったボランティアと住民との相互交流と社協同士の絆を確固たるものとして、大規模災害時に相互支援を行うとともに、相互の地域福祉活動の推進を進め、今後も住民同士の交流活動を進めていきます。

1 協定の目的・意義

東日本大震災において、社会福祉法人中野区社会福祉協議会（以下「中野区社協」）は、中野区の自治体支援をきっかけとして東松島市等への支援活動を行ってきました。東松島市へは平成23年6月から9月まで延189名のボランティアを派遣しその後同年12月から現在に至るまで、仮設住宅に入居されている方々の交流活動を促進するために、「なかのカフェ」（お茶会）を定期的実施、これまで延40回開催、延約300名のボランティアが参加いたしました。これら支援活動の中で、社会福祉法人東松島市社会福祉協議会（以下「東松島市社協」）から日常的な情報交換、側面的援助をいただくこととなり、住民同士の交流とともに、社協同士の交流も深まってきています。

このことから、社協同士の関係を明確なものとし、大規模災害時において職員派遣も含めた相互支援活動を行うとともに、平常時においても住民を含めた交流活動を促進することを目的に今回の締結に至りました。中野区社協は中野区との協定で大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を設置することとしており、この協定の締結により、東松島市社協職員の応援や支援活動により、その運営の充実が期待されるとともに、現在復興支援に取り組む東松島市住民と中野区民との交流により、日常的な地域福祉活動の推進が期待できます。

2 相互支援内容

協定書に掲げる相互支援内容は次のとおりです。これらの支援を可能とするために平常時から相互交流を深め、災害時に備えた地域福祉活動を相互協力して進めることとしています。

- (1) 災害救援活動等に必要な職員の派遣
- (2) 災害救援活動等に必要な物資、資器材の提供並びにあっせん
- (3) 災害ボランティアセンターの運営支援
- (4) その他被災地社協の要請に応じた内容

3 協定の有効期間

締結の日から有効とし、双方から意思表示がないときは期間満了の翌日から2年間更新されたものとし、その後においても同様とします。



握手を交わす両社会福祉協議会の会長

問合せ先

中野区社会福祉協議会 事務局次長 秋元 電話 03-5380-0265

災害時等における相互支援活動に関する協定書

社会福祉法人中野区社会福祉協議会と社会福祉法人東松島市社会福祉協議会(以下「協定社協」という。)は、東日本大震災を契機としたボランティア活動で養われた交流の絆を大切に、今後につなげていくため、相互の協力について次のとおり協定を締結する。

また、協定社協は、平常時においても相互交流を深め、災害時に備えた地域福祉活動の推進に寄与できるよう努めるものとする。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定社協の区域内において災害が発生し、被災地の社会福祉協議会(以下「被災地社協」という。)単独では十分な災害救援活動等が実施できない場合において、これを支援する協定社協(以下「支援社協」という。)との協力関係を定めるものとする。

(想定する災害)

第2条 この協定が想定する災害の種類及び規模は、原則として、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)で定める地震、津波、風水害等で、市民生活に甚大な支障が生じた大規模災害とする。

(災害発生直後の対応)

第3条 協定社協は、前条に該当する災害が発生した場合、被災地の状況を把握するため、速やかに情報の収集を行い、必要に応じ職員を派遣するものとする。

2 前項の活動によって、支援が必要と判断される場合、支援社協は、被災地社協と協議のうえ、具体的な支援行動計画(以下「支援計画」という。)を策定するものとする。

(支援内容)

第4条 災害時における支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害救援活動等に必要な職員の派遣
- (2) 災害救援活動等に必要な物資、資機材の提供並びに斡旋
- (3) 災害ボランティアセンターの運営支援
- (4) その他被災地社協の要請に応じた内容

(平常時における支援体制の確立)

第5条 災害時における円滑な支援体制を確立するため、平常時から災害時に備えた地域福祉活動を相互協力して進めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 協定社協は、あらかじめこの協定に関する担当部署及び担当者を定め、災害発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(経費の負担)

第7条 災害時の支援に要する経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、原則として支援社協の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援物資の調達、その他支援に要する経費は、原則として被災地社協の負担とする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、協定社協から何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から2年間、この協定は更新されたものとみなす。その後においても、また同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定社協がその都度協議して定めるものとする。

この協定を締結するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都中野区中野5丁目68番7号
社会福祉法人 中野区社会福祉協議会

会 長 _____

東松島市小松字上浮足252番地3
社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会

会 長 _____